

体育施設内撮影の手続き

令和4年4月1日

1 申請から承認までの流れ

駒沢オリンピック公園総合運動場の体育施設で撮影等を行うには、承認が必要です。

(1) 「撮影依頼書」の提出

「撮影依頼書」をご提出いただき、施設の空き状況・施設メンテナンス予定を確認の上、受入判断を行います。受入可否は、当運動場サービス担当よりご連絡いたします。

(2) 「施設利用申込書」及び「登録申込書」の提出

提出された「撮影依頼書」により撮影内容を精査させていただき、受入可能であれば、「施設利用申込書」「登録申込書」等を送付いたしますので、必要事項をご記入の上、希望日の**7日前まで**にご提出ください。

申込書受理により予約が確定し、利用料金が発生いたします。

※ 利用日まで1ヶ月を切っている場合のキャンセルは、利用料金の全額負担となります。

※ 仮押さえは行っておりません。「**利用申込書**」の提出をもって予約確定となります。

なお、次の(1)から(3)までの場合は、承認できません。

区分	基準内容	
(1) 日時	大規模大会及び催物等で混雑が予想される場合	
(2) 場所	工事、検査等が行われている場所での撮影等	
(3) 行為及び携行物	ア 人の排除	通行者を排除又は通行の妨げになる撮影等
	イ 暴力	銃砲刀剣(模型を含む。)等を使用する暴力シーン及びこれに類するシーンのある撮影等
	ウ 風俗	ヌード、不純行為シーン等良俗を乱す恐れのある撮影等
	エ 音量	通行者や近隣に迷惑を及ぼす恐れのある音量等を伴う撮影等
	オ 乗り物	自動車・オートバイ・自転車を使用した撮影等
	カ 模型	ドローンやラジコンを使用した撮影等
	キ 工作物等	一人が持ち運びできない工作物及び大型のレフ版・発電機・クレーンレール等の機材を使用する撮影等
	ク その他	火気の使用、放水その他当所管理地内での撮影が好ましくないものと承認者が判断する撮影等

2 その他注意事項

- ・アリーナ及び人工芝生上は、飲食禁止です。
- ・陸上競技場の芝生は使用できません。
- ・施設保護のため、撮影機材や物品を床に設置する場合は養生を行ってください。
- ・公園内は原則として車両通行禁止です。
- ・利用時間内に設営・撤去時間も含まれますので、入場・退出は必ず利用時間を厳守してください。設営、撤去は利用者様にて行っていただきます。
- ・下見をご希望の場合は、事前にご連絡ください。※下見は30分程度でお願いします。
- ・料金については別紙「撮影料金表」をご参照ください。事前のお支払いとなります。
- ・施設の用具や電源、駐車場をご利用希望の場合は、撮影依頼書の伝達事項にその旨をご記入ください。
- ・その他、利用の調整やご利用当日においては、職員の指示に従ってください。